

岡酒造株式会社の創立に伴ない、同家もまた個人経営を廃した。

高平東四郎家（旧・吉岡町中町）

穀田屋高平家の藩政時代における酒造業の一端については、第四章第三節で触れておいたので再出しない。

明治十二年高平とみの時代には造石高七五石を数えるに過ぎず、今後における発展を期待されたのであつたが、明治十三年火災に罹り廃業の止むなきに至った。

かくて、穀田屋は醤麴営業に転じたのであつたが、明治二十九年（一八九六）十月高平東四郎の代に再び酒造業に転じた。その当初における酒造高は不明であるが、第四七表に見るように、明治四十一年一大正五年度の酒造高は二〇〇石一三七〇石の線に止っている。高平家の当時使用していた銘柄は「稻正宗」であった。大正九年吉岡酒造株式会社の創設に伴ない、高平家における酒造の単独経営は廃されるに至った。

児玉金兵衛家（旧・吉岡町中町）

駒場屋児玉金兵衛は一時廃していた酒造業を復活し、明治十二年（一八七九）には一〇〇石の清酒を醸造し、一一〇円の造石税を払っている。ところが、翌十三年の大火により穀田屋同様廃業の浮目に遭つた。以来、駒場屋は醤麴製造を業とし再建を図つたものようである。因に醤麴の代価は往々より一斗造り分は玄米一斗の時価と定められていたので代金取引

物々交換の両様による慣習があり、比較的利益率の多い商売とされていた。しかし、免許料は酒造業の一ヶ年三〇円に対し五〇円の高額で、当時における諸種営業税の最高を示していた。なお、当時（明治十四年頃）町内には早坂貞治・鈴木三郎右衛門・浅野多三郎・佐藤庄三郎の同業者があつた（吉岡町誌原稿）。

かくて、漸く機が熟し明治三十一年（一八九八）九月に酒造業を復興した。その当初における酒造高は資料を欠くので不明であるが、明治四十一年度以降大正五年度までの酒造高は第四七表に見る通りである。即ち、明治四十一年度の二一九石より逐年増石してゆき、大正五年度の酒造見込高は三七二石に達した。駒場屋の銘柄「七ツ森」「旭露」は広く黒川郡一帯に売り捌かれた。しかし、同家の酒造経営も、大正九年吉岡酒造株式会社の創設に伴ない廃された。

吉岡酒造株式会社（旧・吉岡町館下）及び芳陵酒造株式会社（現・黒川郡大和町吉岡字中町三八番地 代表者浅野多三郎）

「宮城県酒造史本篇」一七六一八〇頁に既述しておいたように、第一次大戦を契機として酒造生産は全国的に一大増石を見たのであつたが、この期にまた在方の地主・商業資本家が資金を持ち寄つての新たな酒造会社の濫立も目だつた。因に、県下では大正六年一十三・四年の間に、そうした酒造会社が十三も創立されているのである。（加美郡小野田）株式会社小富

不許複製

昭和三十七年三月一日

印刷

昭和三十七年三月五日

發行

宮城県酒造史 別篇

編纂者

早坂芳雄

非壳品

發行所

仙台市清水小路一〇番地

宮城県酒造組合

仙台市北四番丁一二四番地

製印
本刷
所

凸版印刷株式会社仙台工場
有限公司
菊武製本所